

長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領

(目的)

第1条 この要領は、長崎県産業労働部試験研究機関（以下「研究機関」という。）が、県の機関以外の者と研究費用を分担し、技術知識を交換し、及び研究を分担することによって共同して行う研究（以下「共同研究」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において共同研究とは、研究機関と共同研究を行う相手方（以下「共同研究者」という。）が共通の課題について技術情報を交換することにより行う研究であり、研究に要する費用の取扱により次の類型がある。

- 一 研究に要する費用をそれぞれで分担するもの。
- 二 研究機関の提案による共同研究であって、研究機関が共同研究者の費用の全部又は一部を負担するもの。
- 三 共同研究者の提案による共同研究であって、共同研究者が研究機関の費用の全部又は一部を負担するもの。

(共同研究の実施基準)

第3条 共同研究は、次の各号に掲げる基準を満たしているものでなければならない。

- 一 研究機関が行う研究として必要かつ妥当なものであること。
 - 二 共同研究として行うことにより、効率的かつ優れた成果が期待されること。
 - 三 共同研究者が、当該研究を行うために必要な技術力及び財務能力を有すると認められること。
- 2 共同研究者は、自己又は自己の役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。
- 3 第6条第1項に規定する共同研究契約を締結後（同条第3項の規定によって第5条の承諾書をもって契約の締結に代えた場合を含む）に共同研究者が、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、当該契約を即時解除することができる。また、当該契約を解除した場合には、長崎県はこれによる共同研究者の損害を賠償する責を負わない。

(共同研究の申請)

第4条 研究機関の職員が企業等と共同研究を行おうとする場合は、共同研究計画申請書（様式1）を作成し、研究機関の長（以下「研究機関長」という。）へ提出するものとする。

- 2 企業等が研究機関との共同研究を希望する場合は、共同研究申請書（様式2）を作成し研究機関長へ提出するものとする。

(承諾)

第5条 研究機関長は前条の申請が適当と認めたときは、共同研究を希望する者に対して共同研究承諾書(様式3)(以下、「承諾書」という。)により通知するものとする。

(共同研究契約の締結)

第6条 研究機関長は、共同研究を実施することが適当と判断した場合は、次の事項を記載した共同研究契約書(様式4)による契約(以下「共同研究契約」という。)を締結するものとする。ただし、共同研究者の実情等に応じ、妥当と認められる場合は、共同研究者の示す様式又は任意の様式によることができるものとする。

- 一 共同研究の課題
 - 二 共同研究の内容および目標
 - 三 共同研究の実施場所
 - 四 共同研究の実施期間
 - 五 共同研究の管理及び分担
 - 六 共同研究に参加する主な研究者の氏名
 - 七 共同研究に要する費用の分担
 - 八 共同研究の結果得た技術上の成果(以下「研究成果」という。)に係る特許等の出願に関すること。
 - 九 研究成果に係る発明等の実施に関すること。
 - 十 研究成果の公表に関すること。
 - 十一 その他共同研究を行うために必要な事項。
- 2 研究機関長は、前項の規定により共同研究契約を締結した場合は、共同研究計画申請書又は共同研究申請書の写しと共同研究契約書の写しを、研究機関を所管する課長(以下、「所管課長」という。)に提出するものとする。
- 3 研究課題が簡易あるいは短期間で履行でき、かつ特許等の発生の可能性が低い共同研究で、経費の徴収を伴わないものについては、第1項の規定にかかわらず、第5条の承諾書をもって共同研究契約の締結に代えることができるものとする。なお、研究機関が本項本文の共同研究についての取扱要領を別に定めている時は、その取扱は研究機関が別に定めている取扱要領によるものとする。

(研究経費の負担)

- 第7条 共同研究に必要な経費は、研究機関及び共同研究者それぞれが負担するものとする。
- 2 第2条第1項第二号及び第三号に定める共同研究については、研究機関及び共同研究者が協議のうえ、相手方が必要とする経費の全部又は一部を共同研究契約書に定めるところにより負担することができるものとする。
 - 3 前項に定める共同研究に必要な経費の積算は、旅費、消耗品費、光熱水費、備品購入費、人件費(臨時職員の賃金その他必要な費用)、委託費等共同研究の遂行に必要な経費とし、研究機関及び共同研究者が協議の上、決定するものとする。なお、共同研究者

が研究機関の設備を使用する場合には、条例等に定める額について、共同研究者が負担するものとする。

(共同研究の管理)

第8条 研究機関長及び共同研究者は、共同研究契約書に定めるところにより、それぞれ分担した研究について管理を行うものとする。ただし、研究機関長は、この共同研究の効率的推進を図るため必要があるときは、共同研究者と協議して、この共同研究を一体的に管理することができる。

(共同研究の中止)

第9条 研究機関長又は共同研究者は、やむを得ない理由により、共同研究の継続が困難となったときは、双方協議のうえ、これを中止することができる。

(研究の終了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第10条 共同研究を終了又は中止等した場合で、第7条第1項ただし書きにより研究機関及び共同研究者が負担した既納の研究経費の額に不用が生じたときは、精算によって返還するものとする。

(特許出願)

- 第11条 研究機関の職員が、共同研究の結果、発明を行ったときは、「長崎県職員の職務発明等に関する規程（昭和57年11月5日付 訓令第10号）」第3条の規定に基づき、当該発明についての特許を受ける権利を当該職員から県が承継するものとする。
- 2 研究機関長は、前項の発明について県が特許出願をしようとするときは、予め共同研究者の同意を得るものとする。
 - 3 研究機関長は、前項の共同研究者の同意を得るときは、事前に所管課長と協議するものとする。

(共同出願)

- 第12条 研究機関の職員及び共同研究者の職員が、共同研究の結果、共同して発明を行ったときは、当該発明についての特許を受ける権利のうち研究機関の職員に帰属する権利については、「長崎県職員の職務発明等に関する規程（昭和57年11月5日付 訓令第10号）」第3条の規定に基づき、当該職員から県が承継するものとする。
- 2 県は、研究機関の職員及び共同研究者の職員が、共同研究の結果、共同して発明を行ったときは、共同研究者と共同で特許出願（以下「共同出願」という。）を行うことができるものとする。
 - 3 県は、前項の共同出願をしようとするときには、共同研究者と共同出願契約（様式6）を締結するものとする。

(出願費用等の負担)

第13条 前条の共同出願に係る出願料、出願審査の請求料、特許料、その他必要な手数

料（以下「出願料等」という。）については、特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権の持ち分に応じてその費用を負担するものとする。

- 2 県は、共同研究者が、前項に定める出願料等を負担しないときは、共同研究者が当該権利に係る自己の持ち分を放棄したものとみなすことができる。

（優先的实施権等）

第14条 県は、共同研究の結果、県に承継された特許を受ける権利、又はこれに基づき取得した特許権（第2項に定めるものを除く。以下「県に承継された特許権等」という。）を、共同研究者及び県が指定する者に限り、共同研究終了の日から5年を越えない範囲内において優先的に実施させることができる。

- 2 県は、共同研究の結果、県及び共同研究者の共有に係る特許を受ける権利、又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を、共同研究者及び県と共同研究者が協議して指定する者に限り、共同研究終了の日から5年を越えない範囲内において優先的に実施させることができる。

（第三者に対する実施の許諾）

第15条 県は、共同研究者又は県が指定する者が県に承継された特許権等を前条に定める優先的实施の期間（以下「優先実施期間」という。）の第2年以降において正当な理由なくして実施しないときは、共同研究者及び共同研究者の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該権利の実施を許諾することができる。

- 2 前項の規定は、共同研究者又は県と共同研究者が協議して指定する者が共有に係る特許権等を優先実施期間の第2年以降において正当な理由なくして実施しないときについて準用する。
- 3 県は、前条第1項の規定により、共同研究者又は県が指定する者に優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先実施期間中においても第三者に対し、当該権利の実施を許諾することができる。
- 4 前項の規定は、第三者が共有に係る特許権等を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときについて準用する。
- 5 県は、第2項及び第4項の規定により、第三者に対し共有に係る特許権等の実施を許諾しようとするときは、特許法第33条第4項又は同法第73条第3項の規定にかかわらず単独で当該権利の実施を許諾することができる。

（実施料）

第16条 県は、共同研究者及び県が指定する者に対し、県に承継された特許権等の実施を許諾したときは、別に定める実施契約に基づき実施料を徴収するものとする。

- 2 県は、共同研究者が共有に係る特許権等を実施しようとするときは、別に定める実施契約に基づき実施料を徴収するものとする。この場合において徴収する実施料は、当該権利に係る県の持分に応じた額とする。
- 3 共有に係る特許権等について、第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に

応じ、県及び共同研究者に帰属するものとする。

(研究結果の公表等)

第17条 研究機関長は、共同研究の実施期間終了後、研究成果を公表するものとする。ただし、共同研究者から研究機関長に対し、業務の都合により研究成果を公表しないよう申し入れがあったときは、出願した特許等が公開となるまでの間に限り、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 前項にかかわらず、第4条第2項に係る共同研究が終了したときには、共同研究者は共同研究完了報告書(様式5)を研究機関長に提出するものとする。

(適用の特例)

第18条 共同研究者が国、地方公共団体、国公立大学法人、国立研究開発法人及び学校法人の大学その他公共的な機関の場合においては、この要領の一部または全部を適用しないことができる。

(秘密の保持)

第19条 研究機関長及び共同研究者は、共同研究者の正当な利益が損なわれると認められるものについては、その秘密を保持するものとする。

2 前項に係る秘密を保持する期間については、研究機関長と共同研究者が協議のうえ、定めることができる。

(準用)

第20条 第11条から第16条までの規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、並びに意匠権及び意匠登録を受ける権利について準用する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。